

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件見直し概要

施設の種類	廃棄物の種類及び性状	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県
水道施設	乾燥汚泥(天日乾燥)		△		△	△	△	△	△	△	△		△
	脱水汚泥、乾燥汚泥(天日乾燥以外)		△		△	△	△	△	△	△	△		△
公共下水道及び流域下水道施設(焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設)	焼却したもの(ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限る)				☆*1	△	△	△	△	△	△	△	
	流動床炉以外から生ずるばいじん				☆*2	☆*2	☆*2	☆*2	☆*2	☆*2	☆*2	☆*2	
公共下水道及び流域下水道施設(脱水汚泥を排出する施設)	脱水汚泥				△		△						
工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		△		△	△	△	△	△	△	△		△
廃棄物処理施設である焼却施設	焼却灰その他の燃え殻	△	△	△	☆*1	△	△	△	△	△	△		
	ばいじん	☆*2	☆*2	☆*2	☆*2	☆*2	☆*2	☆*2	☆*2	☆*2	☆*2		
集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥				△								
—	廃稲わら	○*3	○*3		○*3		○*3						
—	廃堆肥	○*3	○*3		○*3		○*3						
—	除染廃棄物	○*4 (除染実施区域内)											
—	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物	○*4 (地域限定なし)											

△：前回見直し時（H24.12/9）に要件から除外

（ただし、H24.1.1以降に排出されたことが明らかなもの以外は特定一般廃棄物・特定産業廃棄物）

△：今回、要件から除外

（ただし、H24.1.1以降に排出されたことが明らかなもの以外は特定一般廃棄物・特定産業廃棄物）

☆\*1及び☆\*2：引き続き要件に該当するが、一定の条件に該当する施設として環境大臣の確認を受けた施設から生じる廃棄物については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外される。

○\*3：廃稲わら及び廃堆肥については放射能濃度等のデータが乏しいことから、今回は要件を見直さない。

○\*4：除染廃棄物については、施行規則制定後の処理量が少なく、放射能濃度等のデータが乏しいことから、今回は要件を見直さない。また、特定一廃・特定産廃の処理物についても、現行の規定を維持する。